

2024年 3月

茨城労働局長登録教習機関
(株)安全衛生推進会茨城教育センター
〒310-0846 茨城県水戸市東野町 291-19
TEL 029-291-6221 FAX 029-353-7915

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」開催のご案内

貨物自動車に設置されている、荷台後部の昇降装置＝「テールゲートリフター」を使用して、荷を積み・積み降し作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険を十分に認識していないことより、テールゲートリフターからの墜落・転倒等による災害が発生していることから、テールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業を行う労働者に対し、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育が義務化されました。(令和6年2月1日施行)

つきましては、当茨城教育センターでは、標記の特別教育を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

満18才以上の方(受講日現在)

2. 開催日及び会場

開催日	令和6年 5月 17日(金)
会場	ひたちなか商工会議所(ひたちなか市勝田中央14-8)

※カーナビにて検索できない場合がありますので、講習会場案内図を参照下さい。

3. 講習科目及び時間割

	科 目	講習時間
学科	オリエンテーション	8:30～8:40 (10分)
	テールゲートリフターに関する知識	8:40～10:10 (1時間30分)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	10:20～12:20 (2時間)
	関係法令	13:10～13:40 (30分)
実技	テールゲートリフターの操作の方法	13:50～15:50 (2時間)
	修了証交付	(合計 6時間)

※開始時間は8:30からですが、8:20までには受付を済ませて下さい。

4. 受講料

●13,990円(消費税込) (受講料:13,000円 テキスト代:990円)

5. 定員

40名(受講希望者が定員になり次第締め切ります。なお、10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。)

6. 受講申込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付・押印したもの）
〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm
をお持ちの上、お申込み先へお申込みをお願いします。

＜講習会当日、会場へ持参するもの＞

- ・受講票
- ・本人確認書類の写し
 - ・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
 - ※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

7. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」修了証を即日交付します。

9. 申込み受付先

ひたちなか商工会議所（茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号） 電話 029-273-1371

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

10. その他

- ①実技当日 保護帽（ヘルメット）、長袖作業服、作業靴等の準備をお願いします。（雨天時、雨具）
- ②無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。
- ③テキストは受付会場でお渡しします。
- ④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑥昼食は各自ご用意して下さい。
- ⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ませんので電源を切るか、マナーモードにしてください。